

相続財産である土地については、都市部において、その評価額が特に高額であり、基礎控除額を超える財産を相続した相続人が、相続税を納付するために相続財産を処分せざるを得ない場合もあり、特に事業や不動産の貸付けを行っている事業者にとっては、被相続人の円滑な事業継承が阻害される場合も少なくない。

平成27年からは、基礎控除の引下げ、最高税率の引上げ及び税率構造の見直しなどにより、課税ベースが拡大され、税負担が更に大きくなる。

個人の土地所有者の居住や事業の継続に配慮して、小規模宅地等についての課税の特例については、居住用宅地等の限度面積が240㎡から330㎡に拡大されるとともに、居住用宅地等と事業用宅地等との限度面積の併用適用を可能とするなどの措置も導入されたが、貸付事業用宅地等については未だに、特段の措置はなされていない。

したがって、特に都市部において不動産の貸付けを行っている事業者の税負担が増加し、事業の円滑な継続が困難となることが予想される。

そのため、課税の特例のうち、限度面積200㎡、減額割合50%に限定されている貸付事業用宅地等の減額措置を拡大することを要望する。